

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 58 回）
議事要旨**

○日時

令和 5 年 12 月 19 日（木）15 時 00 分～17 時 31 分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆委員長、安藤至大委員、五十嵐チカ委員、江崎浩委員、大橋弘委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員、村上千里委員

○オブザーバー

東京電力パワーグリッド株式会社 樋田技術統括室 副室長、電力広域的運用推進機関 大山理事長、日本地熱協会 森田理事、株式会社エネット 谷口代表取締役社長、全国小水力利用推進協議会 中島事務局長、電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業監視課 鍋島課長、電気事業連合会 前田業務部長、（一社）太陽光発電協会 増川事務局長、送配電網協議会 山本理事・事務局長、（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事

○事務局

日暮新エネルギー課長、小川電力基盤整備課長

○議題

- （１） 再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて
- （２） インボイス制度の導入に伴う FIT 制度上の対応について
- （３） 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用
- （４） 出力制御対策パッケージについて
- （５） 電力ネットワークの次世代化について

○議事要旨

(1) 再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・ バランシングコストについては、太陽光・風力の電源種やプロジェクト規模により大きく異なる。電源種別や規模も考慮した検討が必要ではないか。
- ・ 再エネ電源に併設された蓄電池への系統からの充電に関して、必要な制度的対応が進展したことに感謝する。
- ・ バランシングコストについての事務局案に賛同する。
- ・ 太陽光発電については、広域機関等において、出力予測精度の向上に向けた勉強会が開催されており、その場で得られた知見は、民間企業等に横展開いただきたい。
- ・ 事務局案は全て合理的であり支持する。FIPへの移行を促すという観点からは、FIT事業者とFIP事業者で、出力制御の日数に差を設けることもあり得るか。
- ・ FIP制度を活用して、再エネ電源の電力市場への市場統合を目指すことが重要。FIP制度を活用するためのハードルとして、制度の分かりづらさなどが挙げられており、シンプルな制度設計も重要ではないか。
- ・ FIP制度の活用を進めていくためには、アグリゲーターの育成が鍵となる。
- ・ バランシングコストに関する事務局案について、早期にFIP制度に移行したほうがより事業者にとって有利になる仕組みになっており、賛同する。
- ・ バランシングコストに関する事務局案は、太陽光・風力のバランシングの困難性について、事業者の負担を抑えながら、FIP移行や新規FIP活用を促進するものと理解したが、効果がどれだけあるのかという点についても検討いただきたい。
- ・ 相対取引については、オフテーカーとのマッチングや、非化石証書／環境価値の収益性向上の観点を踏まえた検討をお願いしたい。
- ・ バランシングコストについて、事務局案は合理的だが、今後バランシングコスト低減につながるノウハウが民間に浸透していくかどうかの状況や、FIP移行の状況を見ながら、必要に応じて再度の見直しも含めて検討する必要がある。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・ FIP制度の促進は、太陽光が電力市場へ統合する上で必須。バランシングコストの事務局案には賛同する。その上で、より思い切ったFIP移行促進策があってもよいのではないか。

(事務局)

- ・ バランシングコストについては、指摘や実態を踏まえて更なる分析を重ね、次回以降の委員会で、再度議論いただく。

(委員長)

- ・ バランシングコストの事務局案について、基本的には委員の賛同が得られたが、追加的な分析も含めて、調達価格等算定委員会でも議論した上で、最終的に決定していきたい。

(2) インボイス制度の導入に伴う FIT 制度上の対応について

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・ 本来的には、課税事業者インボイス登録を義務付けるべきではあるが、現行のインボイス制度の下では、事務局案の取扱いが妥当。

オブザーバーからの発言は以下のとおり

- ・ 買取義務者として、国と連携し、引き続き、認定事業者に対する周知に取り組んでいく。その上で、2025年度以降の取扱いについて、非インボイス発行事業者分を買取義務者が負担する形になることは回避していただきたい。

(事務局)

- ・ FIT制度では、今後の新規認定事業者（課税事業者）については、インボイス登録を要件化している。

(委員長)

- ・ 事務局案のとおりまとまった。課税事業者のインボイスの登録が促されるよう、適切なフォローアップをしながら、制度の運用してもらいたい。

(3) 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・ 過不足分の一部は翌年度で精算するとされているが、2021年の過不足分についても調整が行われるべきではないか。三次②は、本来は再エネ発電事業者が担うべき調整力の確保を一般送配電事業者が代行して担っているものであり、必要な費用は、交付金で賄うべき。
- ・ 交付金がマイナスとなった場合の取扱いについて、税務・会計上の取扱いをマイ核にすべき。
- ・ 交付金をマイナスにせず繰り越すというのは合理的な整理。超過額の調整時に金利が付されないこととのバランスを踏まえれば、マイナス精算時に金利を支払う必要はない。
- ・ 三次②の費用は、一般送配電事業者の責任により生じるものではなく、事業者によ

利になるような調整とすべきではない。例えば、交付額と実績額に差額が生じないように、何らかの自動調整などを行うことも考えられないか。

- ・ 時間前市場での売却については、赤字を過度に批判すべきではないが、なるべく国民負担が軽減されるような取組にしていく必要がある。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・ 再エネ予測誤差に起因する部分は、FIT制度のインバランス特例①③に基づいて発生するものであり、FIP制度に移行すればこうしたコストは発生しなくなる。FIP制度への移行促進が抜本的な改善策といえるのではないか。
- ・ FITインバランス特例制度では、再エネ導入拡大を図るために、本来再エネ発電事業者が担うべき需給調整業務を一般送配電事業者が業務代行しているものであり、この調整力確保費用は適切に回収されるべき。事業の安定性の確保の観点からは、年度ごとの単価変動を抑制する方法についても検討いただきたい。
- ・ 三次②余剰分を時間前市場に供出する取組は10月下旬から行っている。本取組の利益を拡大できるよう取り組んでいくためにも、市場設計のあり方も含めて検討していただきたい。

(事務局)

- ・ 2021年の交付額と実績額の差額の調整は、引き続きの課題と認識している。
- ・ 単価の変動の抑制については、現状の制度の中で、どこまで柔軟性を持たせられるか、継続的な検討課題としたい。
- ・ 繰越しの際の金利については、プラスの場合もマイナスの場合も、金利を付さずに対応する。

(委員長)

- ・ 委員から様々な意見をいただいたが、次回以降の委員会で、本格的な議論をしていくこととしたい。

(4) 出力制御対策パッケージについて

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・ 欧米の電力市場ではマイナス価格が許容されているが、その議論の前提として、現状において市場メカニズムがどの程度機能しているか、検討する必要があるのではないか。
- ・ ノンファーム接続については、需給調整市場等への参加の可否が単年度で判断されている。系統用蓄電池は、調整力抛出・周波数調整、容量市場を通じた安定供給にも資するものであり、大型蓄電池のメリット・特性を考慮して、系統用蓄電池が長

期継続的に市場に参加できるようにすべき。

- ・ネガティブプライスの設計時には、海外事例も踏まえつつ、FIT/FIP制度との整合性についても検討が必要。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・優先給電ルールは経済的な公平性を確保する施策の検討が重要。
- ・太陽光を下げ調整力として活用する運用方法の検討をお願いしたい。

(事務局)

- ・現状をできる限り定量的に見ていくことは対策の効果を図る上でも重要。

(委員長)

- ・出力制御対策パッケージについては、年内の公表を目指すということで、着実に実施いただくとともに、具体的な分析にも取り組んでいただきたい。

(5) 電力ネットワークの次世代化について

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・関門の増強について、段階的な増強を進めていることは理解するが、次の増強がいつ頃となるのか、事業者にとっては予見性が重要。

(委員長)

- ・電力ネットワークの次世代化についても、引き続き、更に検討を進めていただきたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365